

計画認定スキーム

国（経済産業大臣）

令和元年7月、経済産業大臣は、中小企業の防災・減災対策に関する指針を作成しました。
指針の内容：中小企業に求められる事前の防災・減災対策の内容
中小企業を取り巻く関係者に期待される協力の内容 等

②申請

①「事業継続力強化計画」策定

中小企業・
小規模事業者

事業者は、防災・減災の事前対策に関する計画を策定し、経済産業大臣に認定を申請します。

- (1)目的の明確化
- (2)リスク認識・被害想定
例：事業活動に影響を与える自然災害等の想定、自然災害等の発生が事業活動に与える影響
- (3)事前対策：初動対応の整備、経営資源対策の検討
例：初動対応、設備投資、情報保全、取引先・同業他社との連携、人員確保、リスクファイナンス、復旧手順の策定 等
- (4)実効性の確保
例：定期的な訓練の内容、見直し方法 等

③認定

支援措置

④手続

計画認定後には、計画実行を支援するため、事業者に対して、次の支援措置が準備されています。

- 税制措置** 認定計画に従って取得した一定の設備等について、取得価額の20%の特別償却が適用できます。
- 金融支援** 日本政策金融公庫の低利融資、信用保証の別枠など、計画の取組に関する資金調達について支援を受けることができます。
- 予算支援** 計画認定を受けた事業者は、ものづくり補助金等の一部の補助金等において審査の際に、加点を受けられます。



中小企業を取り巻く関係者による防災・減災対策の支援

本制度を踏まえ、以下の中小企業を取り巻く関係者には、普及・啓発活動の実施、人材の育成等の取組が期待されます。

- 商工団体
- サプライチェーンの親事業者
- 金融機関
- 損害保険会社
- 地方自治体
- 等